

唐木仏壇の原産国に関する表示（別表 7）

区分（表示用語）	内容
国産 又は 日本	主材料及び心材の原産国にかかわらず、製造工程（木地、彫刻、宮殿、塗り、組立・仕上げの5工程をいう。以下本表において同じ。）のうち、木地、塗り、組立・仕上げの全てが日本で施工されているもののほか、組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の4工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められるものであって、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認による運用要領に定めるもの
海外	上記以外のもの

注1 「海外」と表示すべきもののうち、組立・仕上げが日本で施工されたもの（キズの修理、検品、又は部分的な組立のみを日本で施工したものを除く。）には、「海外（国内組立品又は日本組立品）」と表示できる。

注2 「海外」と表示すべきもののうち、海外のどの国で施工されたか明らかなものは、海外の国又は地域の名称を表示することができるものとする。

注3 本表に加え、製造工程ごとに施工された国又は地域の名称を表示することができるものとする。

注4 製造工程のうち、組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の4工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められる例示で、上記のもの以外が認められれば、運用要領に追加するものとする。